

様式例第3号

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% 手数料負担者は求人者とします。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言のサービスを行う場合	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の15% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 525,000円 活動1日あたり 52,500円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% 手数料負担者は求人者とします。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料は消費税が含まれていません。

■ 返戻金制度に関する事項

・ 返戻金制度 あり

【制度内容】

候補者が入社した日から6ヶ月未満に当該候補者本人の責めによる解雇、または自己都合退職した場合には、当社は受け取った紹介手数料を次の比率により甲に返還いたします。

- | | |
|--------------|-----|
| 一 1ヶ月未満 | 80% |
| 二 1ヶ月以上3ヶ月未満 | 50% |
| 三 3ヶ月以上6ヶ月未満 | 10% |

但し、求人者の都合および紹介予定派遣後の採用による退職の場合は、返戻金は適用されません。

許可番号

14-ユ-300637

事業所の名称及び所在地

UT エフサス・クリエ株式会社